

つなぐ・つながる支援の輪 Vol.6
強度行動障害の現在地と未来予想図

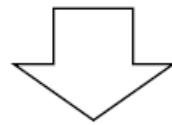
2021.11.13 ウェルポートなださき

強度行動障害者の困難 をとともに解決したい

地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター
来住 由樹

強度行動障害の定義 1

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態



強度行動障害はもともとの障害ではなく、その人の状態のことです。

強度行動障害の統計

障害支援区分 3 以上 + 行動関連項目 10 点以上
(行動援護対象者)

行動上著しい困難を有する障害者等であって常時
介護を有するもの

推計2.5万人

強度行動障害判定基準 20 点以上
(旧強度行動障害者特別処遇事業対象者)

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の
乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のく
らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻
度で起こるため、特別に配慮された支援が
必要になっている状態

推計0.8万人

強度行動障害の定義 2

- 精神科診断ではない
- 直接的な他害（噛みつき、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れて、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す
- 家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態である

重度・中等度知的障害＋自閉症

「コミュニケーションが苦手な人」がなりやすい

強度行動障害の判定基準

行動障害の内容	1点	2点	3点
ひどい自傷	1～2/週	1～2/日	1日中
強い他害	1～2/月	1～2/週	1日何度も
激しいこだわり	1～2/週	1～2/日	1日何度も
激しいもののこわし	1～2/月	1～2/週	1日何度も
睡眠の大きな乱れ	1～2/月	1～2/週	ほぼ毎日
食事関係の強い障害	1～2/週	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排泄関係の強い障害	1～2/月	1～2/週	ほぼ毎日
著しい多動	1～2/月	1～2/週	ほぼ毎日
著しい騒がしさ	ほぼ毎日	一日中	絶え間なく
パニックがひどく指導困難			あれば
粗暴で恐怖感を与え指導困難			あれば

かなりの養育努力があっても、過去半年以上、様々な強度の行動障害が継続している場合、10点以上を強度行動障害とし、20点以上を特別処遇（旧制度）の対象とする

出典：強度行動障害支援者養成研修資料

強度行動障害 経過



障害男性 20年檻に

三田 家族「暴れるため

兵庫県三田市で40代の障害男性が20年以上、自宅に隣接するプレハブ内の檻で生活を強いられていたことが6日、捜査関係者への取材で分かった。目立った健康被害は確認されていないが、市は70代の父親らから事情を聴き虐待に当たると判断、男性を福祉施設に入所させた。県警は監禁の疑いもあるとみて捜査を進めている。

市によると、今年1月16日に「障害のある男性が家族に行動を制

限されている」と通報があった。担当職員らが2日後に訪問。プレハブ内に南京錠がかけられた木製檻(高さ約1メートル、幅約1・8メートル、奥行き約90センチ)があり、男性が生活していた。プレハブに暖房器具やエアコンがあり、檻にペット用トイレシートが敷かれていた。一日の大半を過ごしていたとみられる。

説明では、男性が16歳ごろから暴れるようになったためプレハブで過ごさせ、壁などをたたかないよう檻を作ったと入れた。食事は自宅で家族と一緒に食べ、入浴させていたが、家族の留守中は檻に入れた。父親は市に対し、「長男は精神疾患がある」と説明している。男性が義務教育を終えてから市に転入。福祉サービスの利用もなく市は通報まで障害者と把握していなかった。一方、檻にいるの

大阪府寝屋川市は昨年12月、精神疾患と診断された娘が監禁されて衰弱の末に凍死し、両親が監禁と保護責任者遺棄致死の罪で逮捕、起訴されている。三田市は取材に対し、「異常な状態だったが、男性の健康状態や家族の対応から緊急性はないと判断した」と説明している。

【栗飯原 直】

強度行動障害に根拠に基づき包括的支援を導入

1. 強度行動障害の当事者の人命と人権の尊重
2. 支援の現場や家族の過重な負担の軽減を図る
3. 社会全体の損失

出典：北九州市北九州市発達障害者支援地域協議会第二部会（強度行動障害支援検討部会）

「強度行動障害が現れている人」

Ⅱ

「合理的配慮が必要な人」

出典：「強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】プログラム」（厚生労働省）

強度行動障害支援の原則



生活を支える5つの原則

②居住内の物理的構造化

- 自室や自分用のスペース確保
- 防音等の近隣への対応完備

③ひとりで過ごせる活動

- 見守りなしで一定時間過ごせる活動
- 終わりのルールがあること

④確固としたスケジュール

- 繰り返しの日課を同居人が許容
- スケジュールの伝達・変更システムあり



①安心して通える日中活動

- 概ね1日4時間以上
- 週に5日程度はコンスタントに
- 夏休み等の長期休暇は代替を
- 決まった日課
- 個別のスペース確保
- 健康や安全に配慮が行き届く場

⑤移動手段の確保

- 日々の送迎体制確保

強度行動障害支援の原則



自閉症スペクトラム (ASD) 支援の基本原則 SPELL

Structure (構造)

情報をわかりやすく提示する

- ☑ なにを・いつまで・どれくらい？
視覚的にわかりやすくする
- ☑ 文字？イラスト？写真？その子に
とってわかりやすい視覚支援



Positive (肯定的)

自己肯定感を高める

- ☑ できなかったときの「罰」ではなく
できたときに「褒める」関わり
- ☑ 「走らない」ではなく「歩こう」
肯定的かつ具体的な声かけ



Empathy (共感)

ご本人の目線で支援する

どのような感じ方・考え方をし、行動するかを理解することから始め、ご本人と一緒にサポートの内容を相談しながら決めていく



Low arousal (穏やか)

低刺激な環境づくり

- ☑ 圧迫感のない声のトーン、表情、
態度で接する
- ☑ 音や光などストレスとなる刺激が
軽減するように環境調整をする



Links (つながり)

一貫性のあるサポートをチームで

ご本人や、保護者、先生がひとりで抱え込むことがないように、家庭・学校・医療・福祉などが協力しながら、ご本人を中心に一貫性のあるサポートをしていく

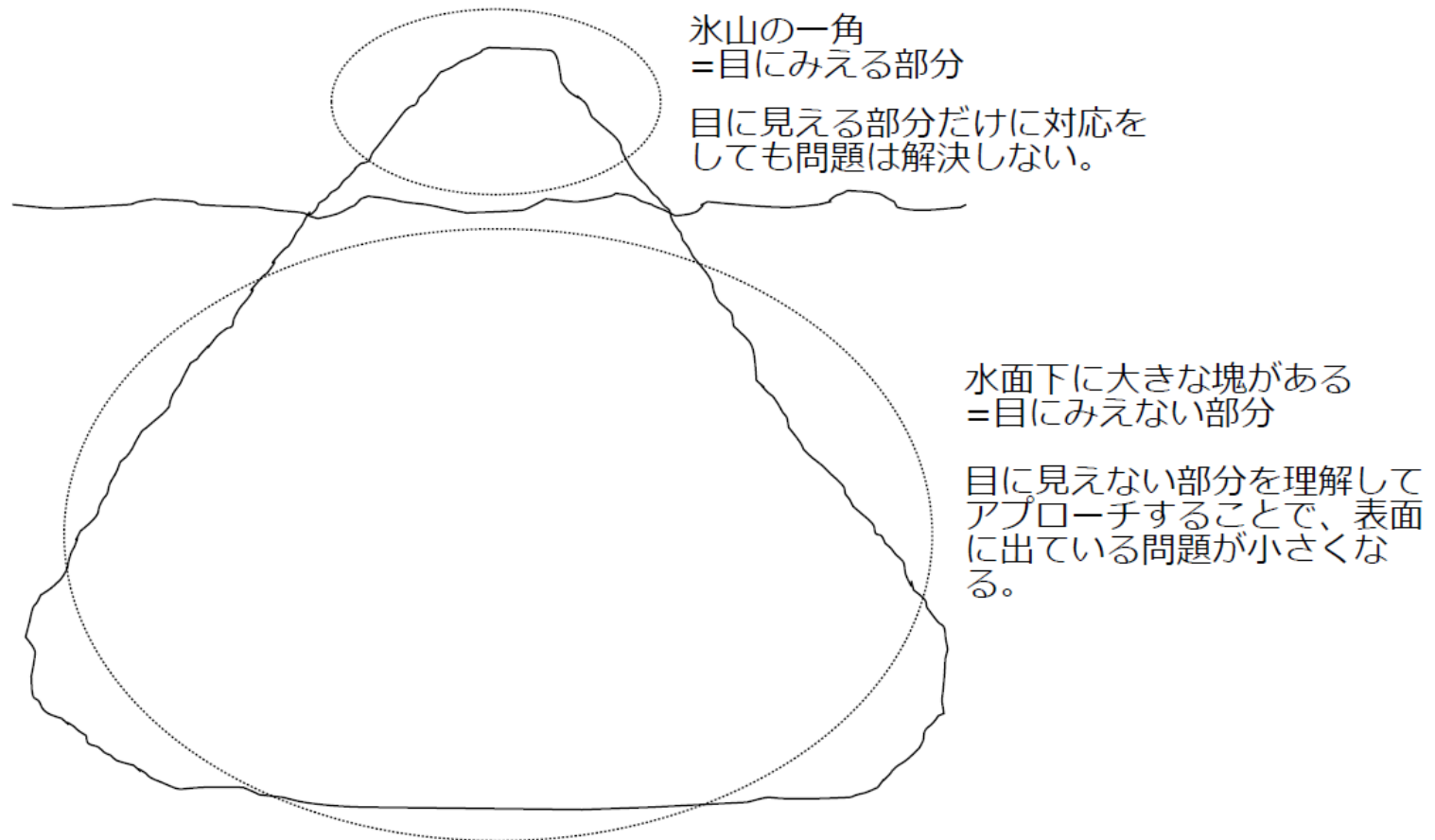


SPELLとは英国自閉症協会 (National Autistic Society) が提唱している、ASD支援のための5つの基本理念のことです。



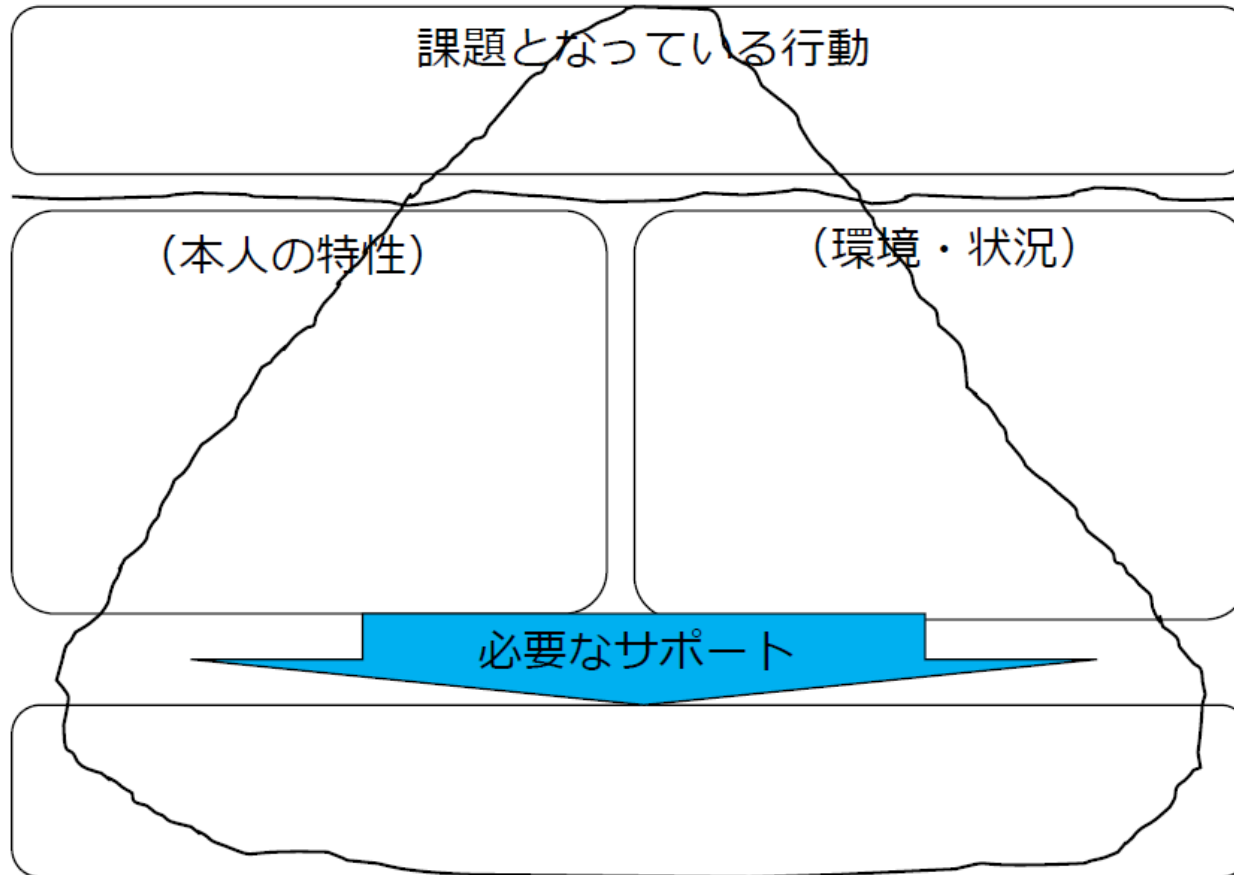
強度行動障害の見方

行動の背景を知るための「冰山モデル」



強度行動障害の見方

冰山モデルシート

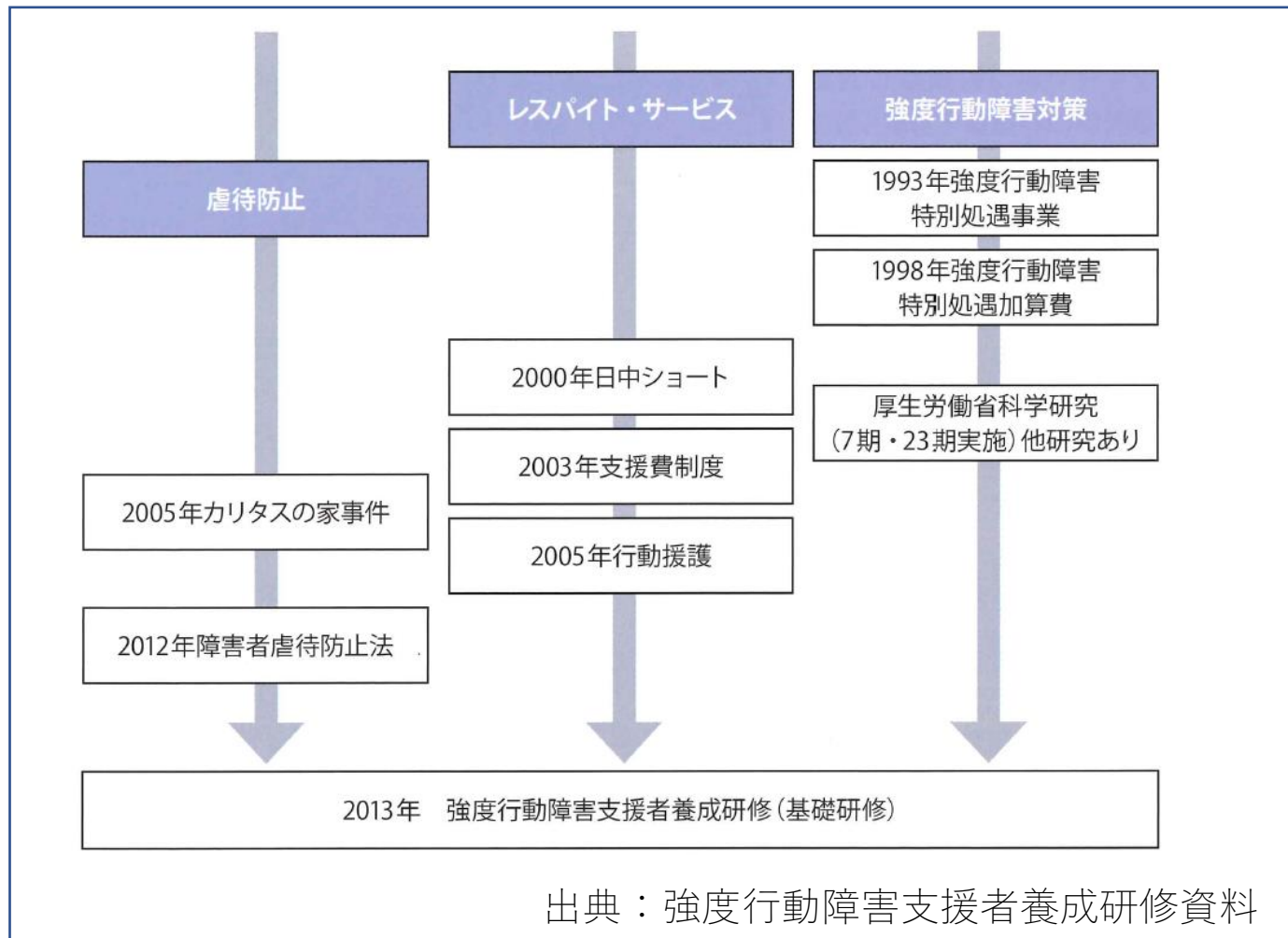


強度行動障害支援の基本指針



- ① 構造化された環境の中で、
- ② 福祉と医療が連携しながら、
- ③ リラックスできる強い刺激を避けた環境で、
- ④ 一貫した対応ができるチームを作り、
- ⑤ 自尊心を持ち一人でできる活動を増やし、
- ⑥ 地域で継続的に生活できる体制づくりを進める

強度行動障害の未来予想図にむけて



次の段階に進むには

強度行動障害施策 北九州市



☎ 093-582-4894

北九州市コールセンター

トップ

くらしの情報

観光・おでかけ

ビジネス・産業・
まちづくり

市政

現在位置：[トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [福祉・人権](#) > [障害者支援](#) > [付属機関等の会議開催](#) > [発達地域協議会](#) > 第二部会（強度行動障害支援検討部会）の開催について

第二部会（強度行動障害支援検討部会）の開催について

更新日：2021年10月18日

シェア 39

ツイート

本市では、発達障害のある人が、乳幼児期から成人後までのライフステージを通じた「切れ目のない」支援のもと、自分らしさを大切にしながら、安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者家族、多職種の支援者からなる「北九州市発達障害者支援地域協議会」で議論を重ね、令和3年2月に「中間まとめ」が作成されました。

この度、発達障害児者のライフステージを通じて一貫した支援システムの構築に向けて、「中間まとめ」に盛り込まれた提言の具体化について、専門的・技術的な視点から検討を進めるため、「専門部会」を開催することとなりました。

令和3年度 第1回 第二部会（強度行動障害支援検討部会）について

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/321_00027.html

強度行動障害施策 北九州市

《基本的視点》

- ・ 行動障害のある人が、成人後も地域で安心して暮らすためには、家族から離れて安全に生活できる場を確保すると共に、本人の「困っていること」を正しく理解し、一人ひとりに合わせた支援を進めることのできる人材の確保・育成が必要である。
- ・ 本市には、重度の知的障害に対応した入所施設（８か所）や短期入所（３８か所）などが整備されているが、自傷、他害などの行動が激しい人を支援するには、個別のペースを十分に確保し、複数の支援者がチームを組んで一人の利用者に常時対応するなど、国の定める基準を超えた対応を求められることも多く、中には止むを得ず受け入れを断らざるを得ないケースもある。
- ・ こうしたことから、強度行動障害のある人の暮らしの場を広げるには、施設整備に止まらず、行動障害のある人とその家族を支える仕組みについて、ハード・ソフト両面から検討を進める必要がある。

強度行動障害施策 北九州市

《取り組みの方向》

- ・ 強度行動障害のある人の「暮らしの場」や、その人らしい「暮らし方」を支える体制について、関係者の意見を聞きながら検討を進める。
- ・ 行動障害の予防から早期介入、集中支援、地域生活への移行まで一貫した支援システムの構築を図る。



〔第二部会の取り組み〕

現状分析、実態調査の企画実施

（他の部会と並行して、強度行動障害に特化した調査分析）

令和3年12月まで、全6回のweb会議を予定

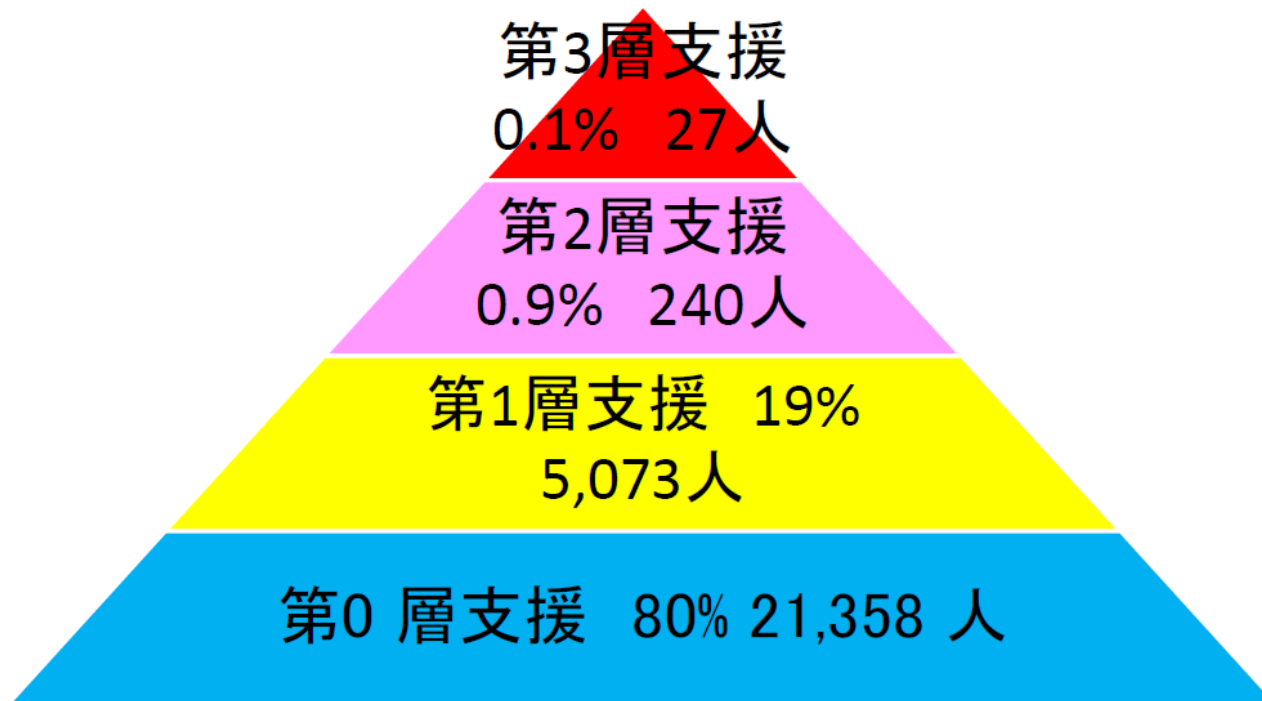
支援システムの構築に係る具体策の検討（市予算や事業への反映）

北九州市発達障害者支援地域協議会・専門部会
第二部会 2021.6.17
導入説明資料

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000935368.pdf>

強度行動障害施策 北九州市

4層の強度行動障害ポジティブ行動支援対象者
(パーセントは仮想数値)

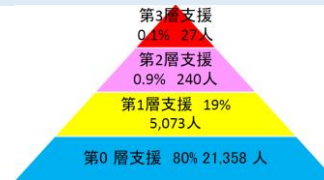


出典 北九州市発達障害者支援地域協議会・専門部会 第二部会
北九州市への提言書

Web シンポジウム 強度行動障害のある人を地域で支えるには 令和2年11月4日
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000935362.pdf>

強度行動障害施策 北九州市

4層の強度行動障害ポジティブ行動支援対象者



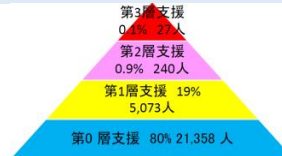
第3層	深刻な強度行動障害のある児童・成人	精神病院など、家庭・学校・施設から一時的に隔離が必要なほど深刻な強度行動障害を示す児童・成人
第2層	強度行動障害のある児童・成人	学校・施設での通常の活動に入れず、常に個別対応が必要な強度行動障害を示す児童・成人
第1層	行動問題を示す児童・成人	学校・施設での通常の活動に参加できているが行動問題があり対応困難な児童・成人
第0層	知的障害の全児童・成人	北九州市の特別支援学校、特別支援学級、成人施設に在籍している全児童・成人

出典 北九州市発達障害者支援地域協議会・専門部会 第二部会
北九州市への提言書

Web シンポジウム 強度行動障害のある人を地域で支えるには 令和2年11月4日
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000935362.pdf>

強度行動障害施策 北九州市

階層化して支援に濃淡が必要



第3層 重度の強度 行動障害	・相談支援窓口の集約と整備 ・急性期の受け入れ、移行支援施設の整備 ・一定期間、集中支援が可能な施設の整備	特性アセスメント支援計画の共有
第2層 軽度の強度 行動障害	・専門員チームによる家庭・学校・施設へのコンサルテーション ・研修とコンサルテーションによる学校・施設内の専門員の養成	
第1層 行動問題のある児者	・行動障害を発展させないような予防的対応（学校・施設・家庭） ・全学校長・法人代表・施設長・保護者当事者団体向け研修	
第0層 全知的精神 障害児者	・障害特性と支援法・支援体制に関する理解啓発（幼保・学校・施設） ・乳幼児期のリスクのある子どもの保護者への相談支援 ・保護者への相談支援員の養成（ペアレントメンターの活用）	

出典 北九州市発達障害者支援地域協議会・専門部会 第二部会
北九州市への提言書

Web シンポジウム 強度行動障害のある人を地域で支えるには 令和2年11月4日
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000935362.pdf>

強度行動障害施策 福岡市

か～む設立までの取り組み経緯

行政	福岡市障がい者民間施設協議会 (民間関係団体)
2004(H16) 県の立ち入り調査 ⇒入所施設職員の暴行事件 2005(H17) □ 利用者の親たちが市長に対して陳情書の提出 □ 市議会にて実態把握と早急な支援体制の整備 について質疑	行政を巻き込んだ勉強会の開催 職員部会による顔の見える関係作り 他事業所と連携した実践 の積み上げ！

福岡市強度行動障がい者支援調査研究会 設置

設置目的

平成16年に発生した県内の入所者虐待事件を契機として、強度行動障がい者を特定の施設で集中的に支援するのではなく、複数の施設等で広く支援するための支援の実施方法等の研究活動を行うことを目的として、平成18年5月、福岡市強度行動障がい者支援調査研究会を設置。

構成員

学識経験者2名、行政1名、福岡市社会福祉事業団1名、民間福祉福祉機関2名、医師1名

強度行動障害施策 福岡市

か～む開設までの経緯～まとめ～

年度	内 容
H18	- 福岡市強度行動障がい者支援調査研究会 発足 - 強度行動障がい者(児)実態調査(1回目) - 強度行動障がい者支援研修 実施
H21	- 強度行動障害者の短期入所及び日中一時支援事業 開始(福岡市社会福祉事業団) - 福岡市強度行動障がい者支援モデル事業(共同支援事業) 開始
H23	共同支援の対象者に行動援護を追加 (それまでは、短期入所、生活介護、日中一時支援のみ)
H24	強度行動障がい者(児)実態調査(2回目)
H25	「福岡市強度行動障がい者支援モデル事業」を「福岡市強度行動障がい者支援事業」に改め、強度行動障がい者支援研修に関することを同事業に組み込む - 福岡市強度行動障害者に関する今後の取り組みの検討
H26	強度行動障がい者支援拠点に関する検討会設置
H27	強度行動障がい者集中支援モデル事業 開始
H29	- 緊急対応受け入れ対応事業 受託 - 移行型グループホーム 開設
H30	集中支援事業 本格実施

強度行動障害施策 福岡市

福岡市強度行動障がい者支援研修会

目的

行動問題についての基礎知識及び専門知識・支援技術を学び、支援の視点を共有することで、福岡市全体の支援力向上を図る。

【6日目】

※ フォローアップ研修
(事例検討会)

【5日目】

※ か～むでの
実地研修

協力者の
所属先への報告会
(ケース会議機能)

【4日目】

※ グループ発表
※ 総括講義

【2～3日目】

※ 協力者の受け入れ
※ プログラム実施⇒修正

【1日目】

※ 講義・効果測定
※ 受け入れ時のプログラム作成

対象者

福祉施設職員
学校教員
(定員：全日程16名・
講義のみ60名)

※受講者には翌年度以降研修スタッフとして参加依頼

強度行動障害施策 福岡市

障がい者地域生活・行動支援センターかへむの事業

集中支援事業 定員:2名 (委託事業)

- 強度行動障がいの方を受け入れ、集中的に支援を行い、行動の改善を図る事業。
- 定員2名、職員：利用者＝1：1の支援体制。
- 障がい特性の理解と、記録や分析を基にした支援を実践し、行動問題を軽減していくことで、生活の質（QOL）が向上することを目指す。
- 利用期間は原則3ヶ月。
- 集中支援終了後は、地域の事業所へ移行。

移行型グループホーム事業 定員:7名 (自主事業)

- 集中支援事業の対象期間が終了しても、地域への移行が進まなかったときに利用となる事業。
- 集中支援事業での取り組みを基に、利用者のさらなる安定化を図る。
- 6ヶ月～1年を目途に地域への完全移行を目指す。

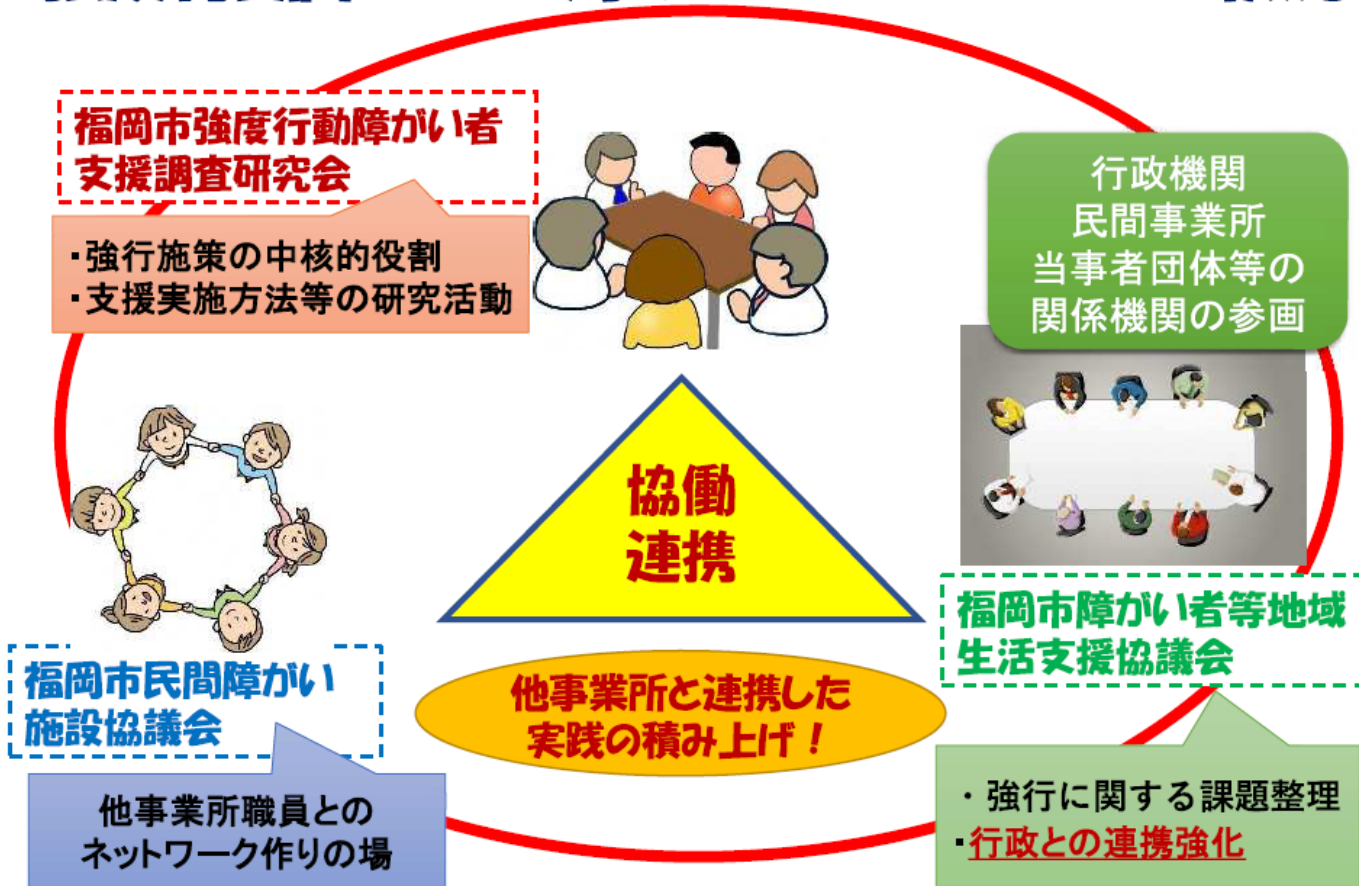


地域生活支援拠点等整備事業 (緊急受け入れ事業) 定員:2名 (委託事業)

- 介護者の急病等、やむを得ない事象が起こったときに緊急一時保護するための事業。
- 利用に当たっては、事前登録を推奨。
- 緊急事態発生当日～翌々日に利用受付。
- 最長1週間の受け入れ。
- 利用に当たっては、各区基幹相談支援センターが窓口となり、緊急対応コーディネーターと調整を実施。
- この事業は緊急時対応の最終的なセーフティーネット。

強度行動障害施策 福岡市

強度行動障害に対するネットワークの状況



強度行動障害施策 横浜市

地域支援マネジャーとは

2014年度からの国制度

「地域支援マネージャー」ではありません

正式名称は『**発達障害者地域支援マネジャー**』

地方自治体における発達障害者支援の体制整備の一環として、発達障害者支援センターに配置し（他への委託も可）、地域支援の機能強化を行う

- ① 市町村の支援体制の整備に必要な相談・助言等を行うこと
- ② 事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言・指導等を行うこと
- ③ 適切な医療の提供に必要な情報の収集・集約を行うほか、医療機関と関係機関等との連絡・調整等を行うこと

上記の3つを行う事業として2014年度から開始された。全国のすべての都道府県・政令市に配置されている訳ではなさそうだが、概ね整備が進んだものと推測される

横浜市は個性的な運用

- 現在、横浜市発達障害者支援センター（社会福祉法人横浜やまびこの里が横浜市より委託運営）に地域支援マネジャーが配置されている（当初2人→現在4人）
- 委託の条件では、原則、成人（18歳以上）の発達障害者等の支援が中心であり、幼児・初等教育・中等教育の時期は支援対象にならない
- 上記の目的の「②事業所等の困難ケースへの助言・指導等」を重視し（住まいの検討部会を受けて）、**著し行動障害のある人たちを中心にコンサルテーション事業**を展開している
- 横浜市委託で実施する「**強度行動障害支援者養成研修**」の事務局機能を担う

強度行動障害施策 横浜市

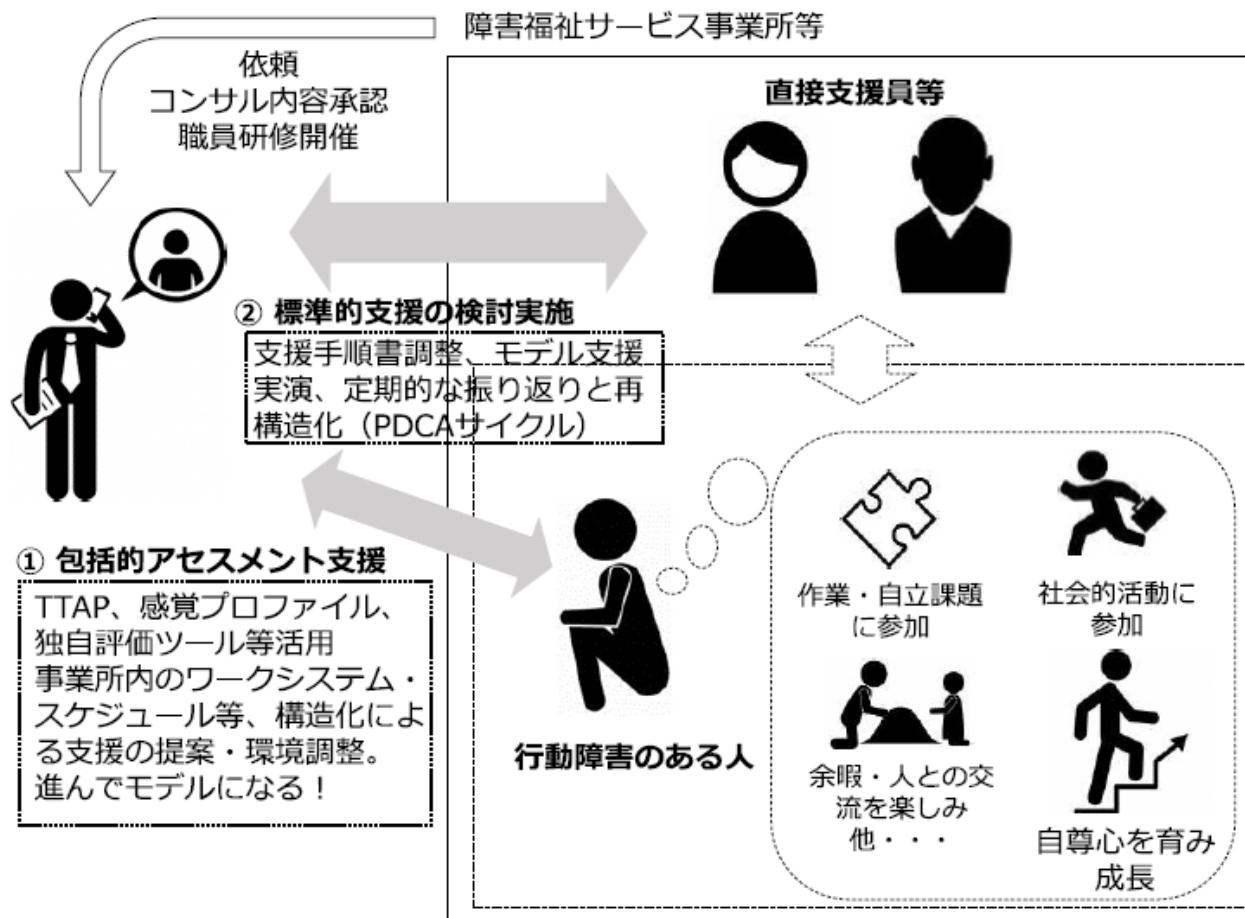
事業所コンサルテーション：対象事業形態

事業形態	事業所数	(分類)
GH (知的)	3 6	3 9 22.4%
GH (知的・精神)	3	
社福型地域活動ホーム	8	9 2 52.8%
機能強化型地域活動ホーム	6	
地域活動支援センター (作業所型)	1 7	
生活介護	4 5	
就労継続B型	1 6	
基幹相談	1 2	1 9 10.9%
計画相談	7	
移動支援	6	8 4.6%
訪問介護	2	
成人入所	8	1 3 7.5%
児童入所	5	
その他 (特別支援学校専攻科・放課後等デイ)	3	3 1.7%

合計：1 7 4

強度行動障害施策 横浜市

事業所コンサルテーションの流れが確立しはじめた！



 どうすればいいのかしら！
 利用者の悩みや
 暮れる原因が
 わかると！

強度行動障害者支援現場でお悩みの方におすすめ
 ▶障害者支援施設 ▶生活介護 ▶共同生活援助 (グループホーム) ▶重度訪問介護

コンサルテーションを活用しましょう！

出典：北九州市 令和3年度第4回第二部会（強度行動障害支援検討部会）資料 HPから
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000943475.pdf>

強度行動障害施策 横浜市

事業の経過から見えてきた課題

ポジティブな側面（公費のコンサルテーションにも可能性が）

- 
- ① **短期間で変化する事業所**：走りながら実施してきた事業所コンサルテーションの成果に次第に出始める（標準的支援を提供していなかった市内約30事業所で支援が定着している）。強度行動障害を対象に新事業の話しも…
 - ② **強度行動障害支援者養成研修の下支え**：強度行動障害支援者養成研修の受講者が増え、基本的知識に触れている人が事業所には存在し、支援内容への抵抗は少ない。ただし事業所・利用者の実態にあった噛み砕いた標準的支援の学習機会は、実際の経験が必須 → 変化を実感すれば研修で実践報告！
 - ③ **事業所間での情報交換**：変化した事業所の情報等が事業所同士あるいは基幹相談支援センター等を経由し伝達し、新たなサポートの対象者（利用者・事業所）が紹介される

ぶつかっている壁（これから頑張らなくてならないこと）

- 
- ① **学ぶことが難しい組織の利用者**：判断できるリーダー不在、チームで学ぶ・支援する文化が作れない、支援現場が疲弊しきっている、現場担当者の悩みを傾聴するだけでは問題が解決しない。利用者の移籍含め総合的な支援に
 - ② **有能なコンサルタントの育成**：走りながら事業のあり方を考えてきた段階から事業の継続性を考えると、横浜市の地域支援マネジャーを誰が行い、どんな人材育成をするかを今後考えていく必要あり
 - ③ **住まいの場がない**：「強度行動障害者を受け入れる事業所がない。親が安心できる相談調整の体制がない」といった親の会の要望には応えられていない

強度行動障害 国の施策

社会福祉審議会障害者部会

⇒次期（令和6年）障害福祉計画/障害者計画/障害福祉サービス

2021年5月17日社会保障審議会障害者部会ヒアリング資料

一般社団法人日本自閉症協会会長市川宏伸氏

② 強度行動障害を有する児者に対する支援の強化

a.質の高い支援者を確保しにくい問題の改善が急務である。

報酬上の評価となっている専門性（資格）は、現場で求められている支援スキルとは異なる。

b. 予防と回復があるが、前者の取り組み強化

c.虐待防止と適切な支援の実践的な関係整理が急務

行動障害児者は支援方法が適切でも虐待とみなされる場合が多く、事業者は受け入れない傾向が強い。

過齢児問題も同根。安易に医療に解決をゆだねると薬漬けになることが懸念される。福祉と医療の連携が必要。

d.物理的環境整備、バックアップ体制、経済的負担対策が必要

生活空間（環境ストレス）を適切にすることが、本人、ならびに支援者にとっても有効である。

社会保障審議会障害者部会（第110回）

2021年5月17日（令和3年5月17日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00032.html

強度行動障害 国の施策

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）

【最終改正 令和二年厚生労働省告示第二百十三号】

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

（二） 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。



強度行動障害の未来予想図にむけて

強度行動障害者の人数 岡山県における実態調査 (岡山県発達障害者支援センターによる)

< 福祉領域 > ↓カッコ内の N は該当者ありと回答した機関数	「該当者あり」と回答した事業所の利用者数の合計 (人)	強度行動障害のある人 (強度行動障害得点 10点以上) (人)	利用者に対する 強度行動障害の ある人の割合 (%)
障害者支援施設 (N=27)	1679	193	11.5%
生活介護支援事業所 (N=33)	1431	141	9.9%
就労継続支援B型事業所 (N=4)	1089	5	0.5%

< 教育領域 > ↓カッコ内の N は該当者ありと回答した機関数	在籍生徒数 (※) の合計 (人)	強度行動障害のある人 (強度行動障害得点 10点以上) (人)	利用者に対する 強度行動障害の ある人の割合 (%)
支援学校 (N=5)	2272	13	0.6%

※備考：在席生徒数の合計は、小・中・高等部の合計 但し、強度行動障害のある人は小学部 0人、中学部 7人、高等部 6人

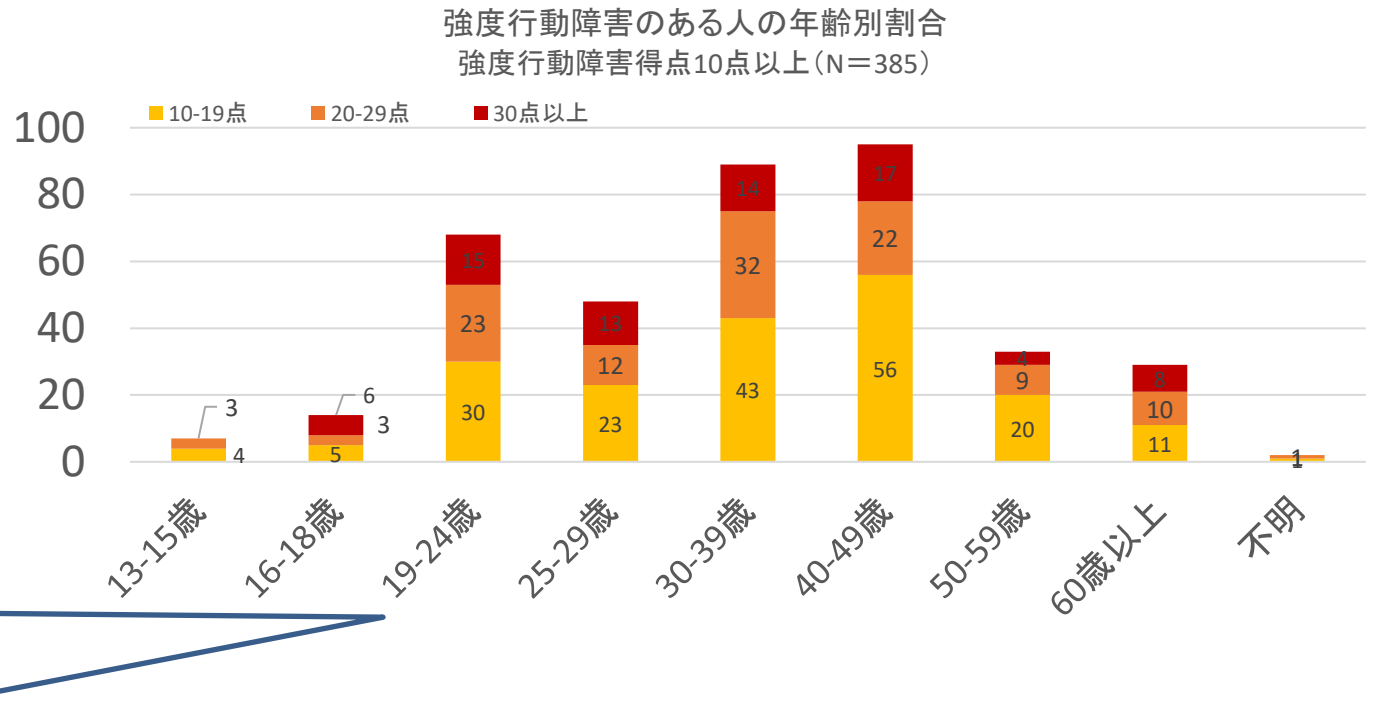
< 医療領域 > ↓カッコ内の N は該当者ありと回答した機関数	病床数 (※) の合計 (人)	強度行動障害のある人 (強度行動障害得点 10点以上) (人)	利用者に対する 強度行動障害の ある人の割合 (%)
精神科医療機関 (N=6) (入院機能がある病院)	1363	33	2.4%

※備考：病床数は、アンケートに記載された病床数と、未記入の場合は各医療機関の病院ホームページに掲載情報をもとにして算出。但し、認知症患者や身体疾患合併者用の精神科病床数の内訳が掲載されていなかった医療機関もあり。

強度行動障害者の年齢 岡山県における実態調査 (岡山県発達障害者支援センターによる)

移行の課題

18歳以下では数が少ないデータとなっている。研究デザインの限界から実態を反映していない可能性がある



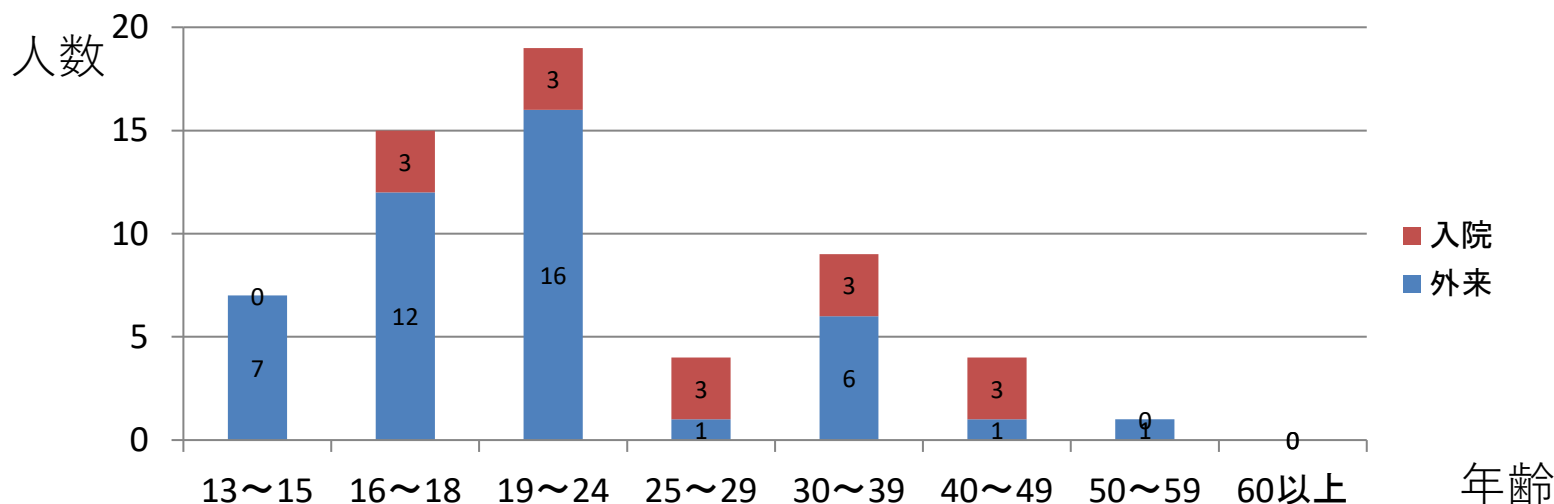
	13-15歳	16-18歳	19-24歳	25-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	不明	計
10-19点	4	5	30	23	43	56	20	11	1	193
20-29点	3	3	23	12	32	22	9	10	1	115
30点以上		6	15	13	14	17	4	8		77
合計	7	14	68	48	89	95	33	29	2	385
構成比	1.8%	3.6%	17.7%	12.5%	23.1%	24.7%	8.6%	7.5%	0.5%	100.0%

強度行動障害者の人数 岡山県精神科医療センター

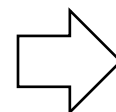
- ・ 後方視（カルテレビュー）による調査

期間：平成30年9月1日～令和元年8月31日

岡山県精神科医療センターにおける強度行動障害者（児）
外来通院者：49名 入院者：15名

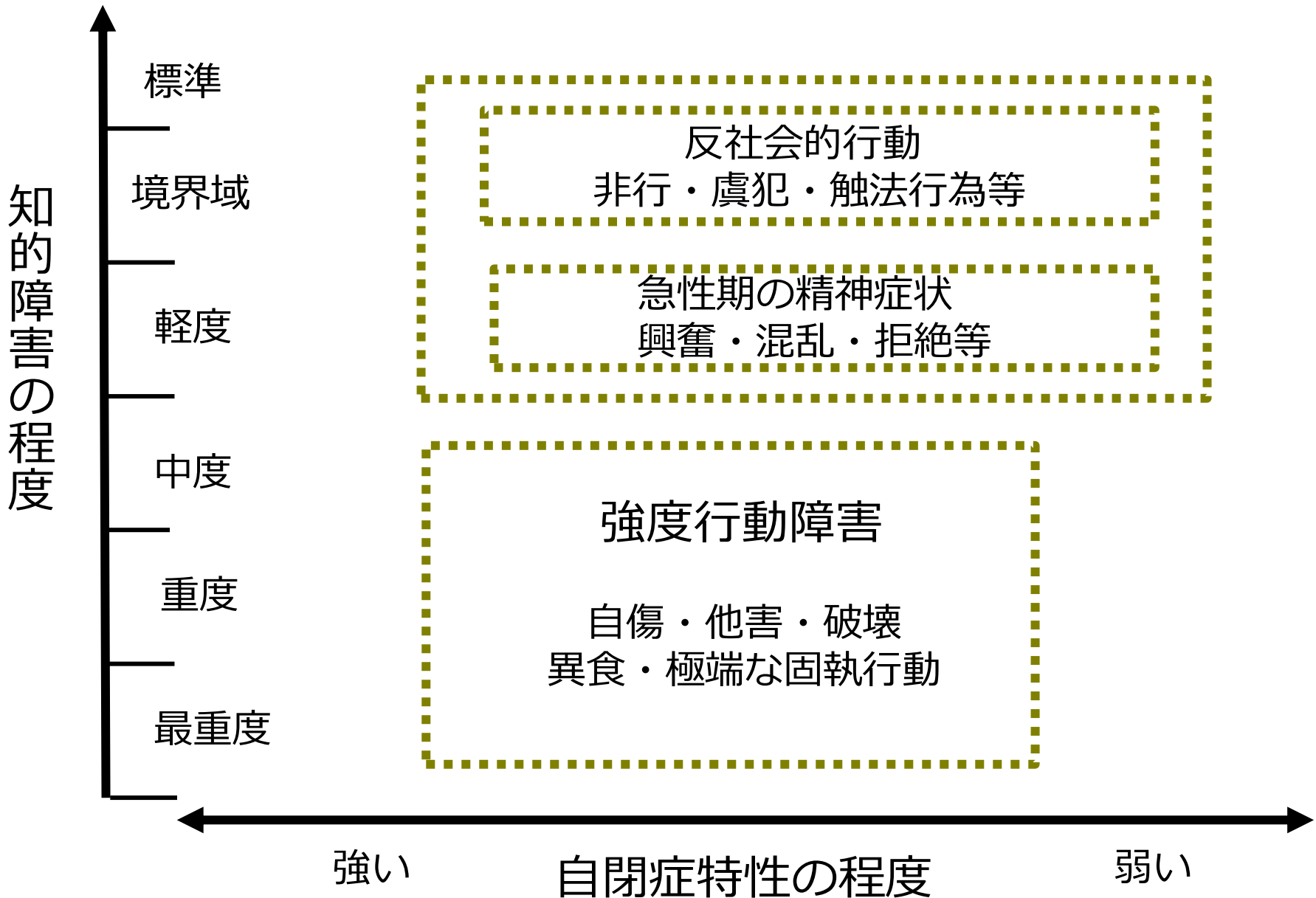


岡山県精神科医療センター外来患者の統計を加えるだけで、13～15歳が7人⇒14人へ、16～18歳が14人⇒26人となる



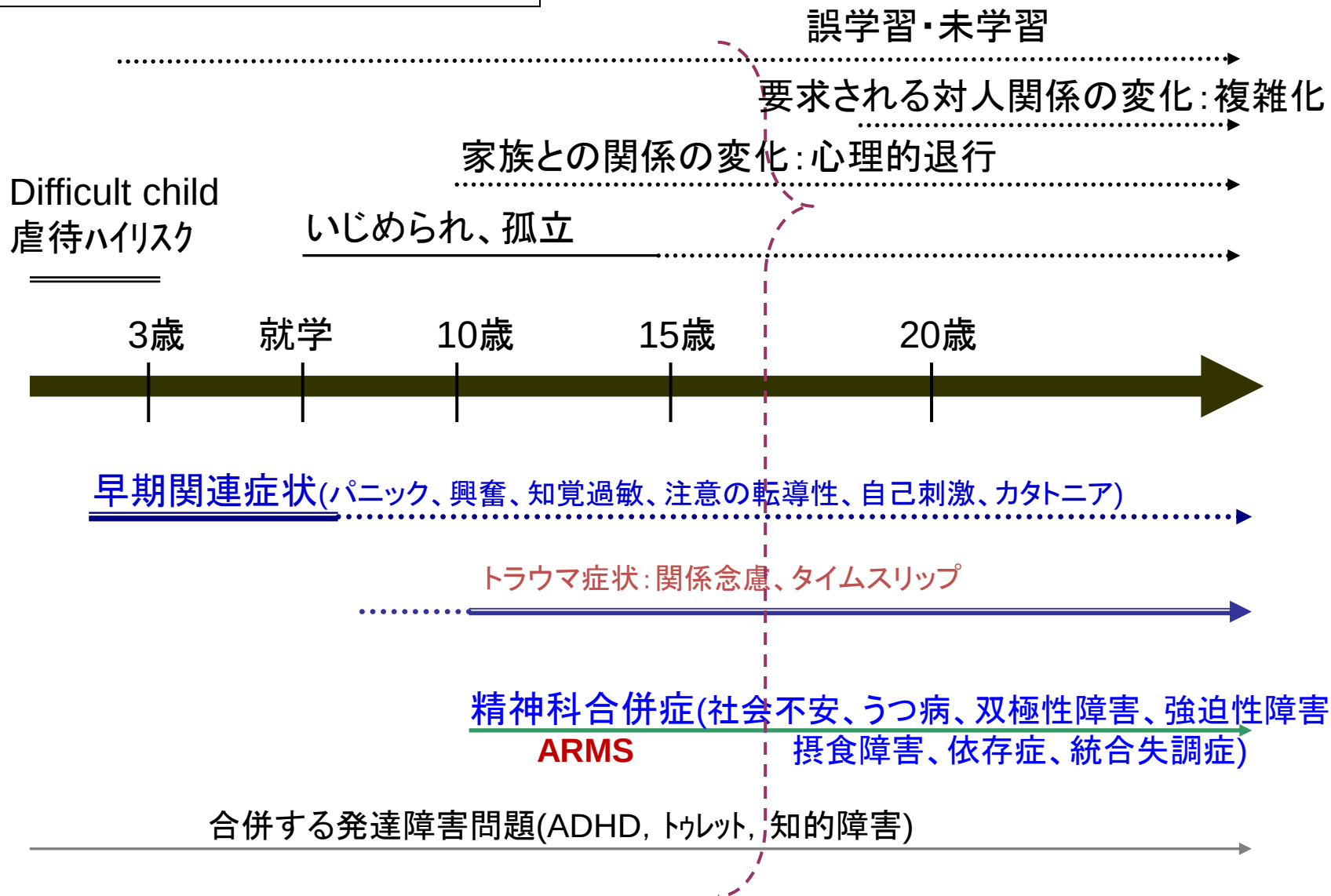
児童精神科・精神科外来患者データを反映する調査が必要

強度行動障害になりやすいのは

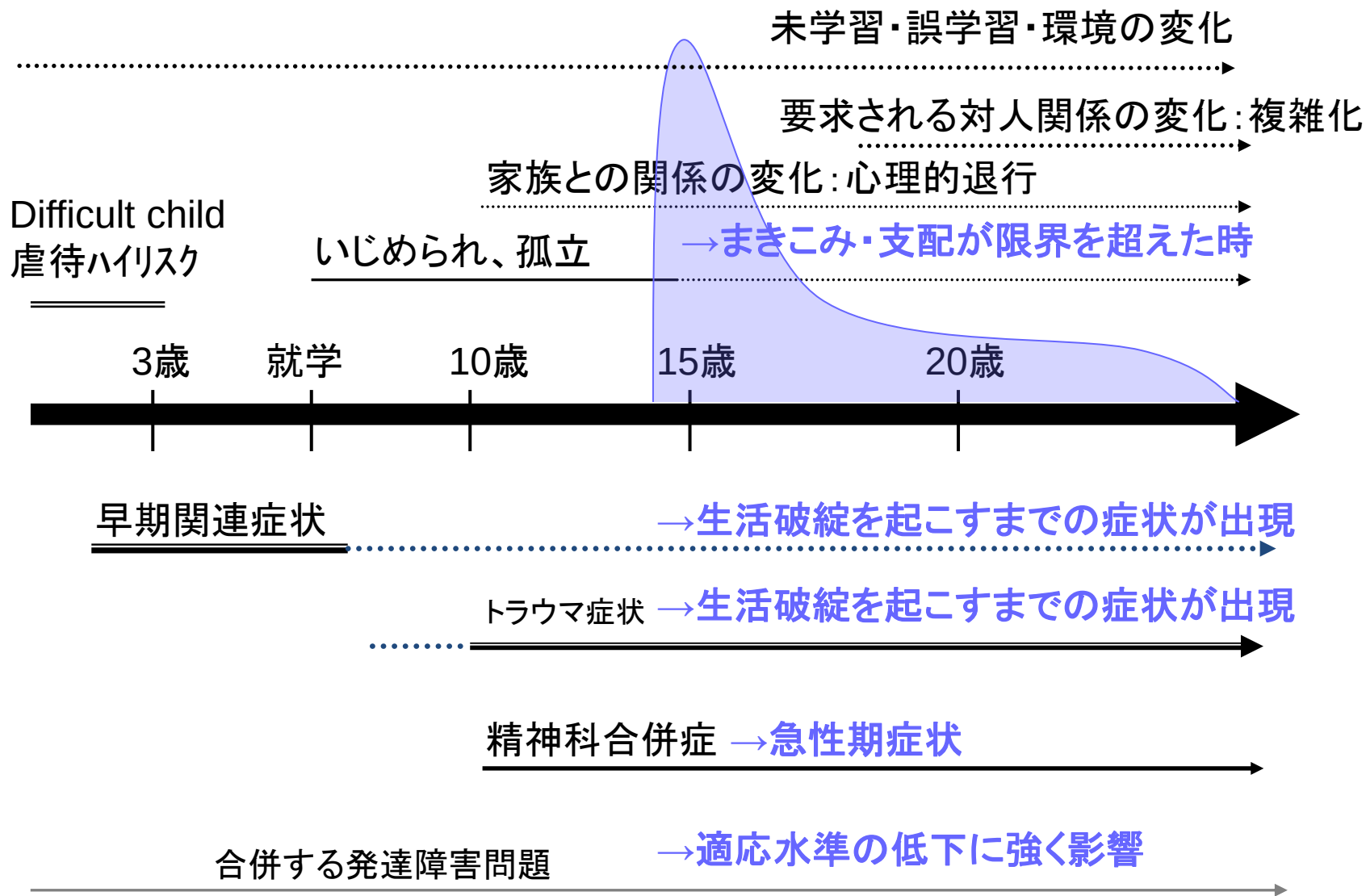


発達に伴い出現する 不適応状態と精神科症状

自傷, 暴力, 引きこもり, 不適応が
精神医学的症状を基盤に顕在化



行動上の問題の顕在化



福祉と医療・行政との連携

それぞれが半歩前へ

強度行動障害の人にとって薬物療法が必要なことが殆ど
福祉+医療を機能させるための情報共有

福祉

- 生活全般の組み立て
 - 環境の整備
 - 居住の場の提供
 - 移動の支援
 - 日中活動の提供
 - 家族のレスパイト
- 家族や関係機関との連携



医療

- 通院による薬物療法
 - 精神科薬
 - 睡眠、てんかんなど
 - 併存疾患の治療
- 入院治療
 - 急性期症状の治療
 - 破綻した行動・生活の立直し

強度行動障害の未来予想図にむけて：まとめ



□強度行動障害の実情を確認した

□強度行動障害を有する状態は当事者・家族にとって最も過酷な困難な状態である。

□強度行動障害に対する施策は、予防のための研修事業がなされてきた。予防、回復支援とともに途上であり、特に発生した人のための支援体制整備（入所・一時的入院を含む）の整備は不十分な現状にある。

□強度行動障害者支援のためには、福祉と医療が連携する必要がある。一時入院を要する事例については入所施設・相談支援事業所など地域支援者との連携が必要であり、継続した医療との連携が円滑に行える必要がある。

□強度行動障害者への支援体制整備は次期の県障害福祉計画/事業に反映される必要がある。